

平成29年度第5回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年8月21日（月）13時開会 14時15分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員	20名／17名（出席者は別紙名簿のとおり）
(2) 鳥取県経営支援課	中西課長補佐、岡本係長、河本主事
総合事務所農林局	(東部) 吉尾主事 (中部) 會澤主事 (西部) 平田主事
鳥取市農業委員会	岡本係長、川口主事
南部町農業委員会	亀尾事務局長補佐
倉吉市農業委員会	藤原事務局長、隅主任
全国農業会議所	稻垣事務局長代理
(3) 事務局	倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、 中嶋課長補佐、渡邊法人化推進室長、渡邊農の雇用相談員、 山下農の雇用相談員

4 開会（倉益局長）

おはようございます。

平成29年度第5回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中17名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりますので、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願ひいたします。

5 上場会長挨拶

梨の選果が本格的になり、皆様お忙しい中をご出席いただきました。厚くお礼申し上げます。

7月20日に県内15市町村で農業委員さんの選出があり、新しい会長さんも決まりました。そして農業会議は8月4日に理事会をして今日に至ったわけであります。

この間、JA農協中央会は谷口会長が新しくご就任されました。

常設審議委員会も後ほど、新しい委員をご紹介し、ご挨拶をいただきます。

この後、臨時総会、会長・事務局長会議、会長協議会総会を開催させていただきます。

新しい農業委員会、農業会議の今日はキックオフ、実質的なスタートの日と考えております。今日は1日たいへんと思いますが、よろしくおねがいします。

稻垣さんは昨日、米子空港に降りていただき、境港市の遊休農地や弓浜半島、JA鳥取西部の白ネギの選果場を見ていただいた。今日は南部町、箕蚊屋平野、大山町内を見ていたいだいた。

現場が理解と納得の上で前進をしなければ、一步も前進もない。農業委員一人一人に役目を果たしていただくということですので、農業委員会だけができるものではない。

8月4日に臨時の常設委員会を開催しましたが、大山町の事案の説明が足りていなかつたことと委員からの質問に充分に答えられなかつたので、8月4日の会議でよしとしましたが、付帯の意見を付して私の方から通知を出さしてもらいました。

この常設の会が何のためにあるのかという認識が事務局ももとより全市町村の会長・局長に認識を深めてもらわないといけません。

農業委員会は市町村におかれた行政委員会であるので、住民の権利を許認可する行政機関であります。市町村ごとにやり方が違うことは、不適切なことであり、一定のものについては県のこの場で出し合って、問題点を審議し、それを市町村の段階へ反映していくためにこの会はあります。

従来から、運営について努力を重ねてきた訳ですが、事務局も異動があり、会長が新しくなった時に、今までの努力の上に努力を重ねて、そういう趣旨を徹底していかないとと大変強く感じた。

8月15日に西部は9市町村が寄合いを行った。非常に有意義な会だったと思う。会長が強い自覚とリーダーシップを持って、委員をまとめていかないと一歩も前に出ないとということを共有できたと思っています。

6 新委員の紹介

1号会員：鳥取市農業委員会	山 口 三子夫	会長
1号会員：若桜町農業委員会	浅 井 裕	会長
1号会員：日吉津村農業委員会	齋 下 博 三	会長
1号会員：江府町農業委員会	一二三 八 郎	会長
4号会員：JA鳥取県中央会	谷 口 節 次	会長

を紹介する。

7 農地転用許可制度と常設審議委員会のあり方について

(事務局より、資料に基づき説明)

8 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。
(上場) では、倉吉の山脇会長さんと、江府の一三会長さんをご指名いたします。よろしいでしょうか。

9 報告事項

(1) (株)ブッシュクローバーズの転用事案について 事務局 (資料1により説明)

議長 農業委員会会長あて通知文書は会長と情報共有し、県内全農業委員一人一人に分かってほしい。県関係機関も、当日の出席者だけでなく、各農林局の担当者すべても承知するよう経営支援課から連絡お願いし

ます。

県経営支援課 ・当日の出席者へは連絡しています。その他は、確認し連絡していくたい。

(2) 農地転用許可の状況報告

県経営支援課 (資料2により説明)

議長 ・半年に1回ぐらいは市町村ごとの状況をまとめてほしい。次回には教えてほしい。

(3) その他

議長 ・農地利用最適化推進委員の総会への出席について、農地利用最適化推進委員に制度全般を知ってもらうことは大事である。農業委員会総会での農地法の審議で、関わりがどれくらいあるかを見ておくことも重要であるので、経営支援課で指導をお願いします。

県経営支援課 ・はい

10 審議事項

(1) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

議長 それでは、審議に入らせていただきます。説明してください。

事務局 (資料3により、農業委員会総会付議事案(平成29年8月)を説明。)

議長 意見聴取事案はありませんので、農地法5条を説明してください。

(2) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料4により、農業委員会総会付議事案(平成29年8月)を説明。)
(30aを超える説明事案はなく、農業会議から2件の説明。)

【岩美町事案】

山脇委員 ・雨水浸透枠は、説明では6箇所に設置といわれたが、配置図面では4箇所しか確認できないが、どちらが本当か。図面を確認して説明すること。

事務局 ・はい。今後、図面を確認し説明いたします。

【湯梨浜町事案】

小林委員

- 降雨による汚濁水の流出に伴う下流域への影響を防止するために、沈砂池等の設置を検討すべき。

山脇委員

- 運搬車両・タイヤに付着する汚泥を洗浄し、泥落としするための施設の設置を検討すべき。

山本委員

- 三朝町でも森地区で（有）不動が真砂土の運搬を行っている。沈砂池や洗浄水溝も設置されているが、施設の維持管理が不十分で地域から苦情が寄せられることが多い。

湯梨浜町農業委員会

- 土砂崩れ防止対策は行っています。汚濁水対策は沈砂池を設置し沈殿した物を掃除するよう指導させていただきます。

恩田副会長

- 開発事業指導要綱の県知事の同意は、平成23年4月27日付けであり、かなりの期間が経過しているが、この同意は現在も有効か。
- 農用地区域内の一時転用の同意：平成29年7月13日湯梨浜町長同意済みとあるが、農地法の許可前に同意が行われるのは適当か。
- 碎石法33条の岩石採取計画の認可：平成29年7月4日鳥取県碎石場安全対策審議会で問題なしとされており、8月中に認可見込みとあるが、農地法の許可日とすべきでないか。

湯梨浜町農業委員会

- 開発事業指導要綱は事業が継続している限り、この要件にしたがって実施することの指導通知と理解しています。
- 一時転用の7月13日付けで町長から、一時転用に異存ありませんという回答を得ているので、同意済みと記入した。
- 碎石法の関係で審議会の中で、内容にあたっては問題なしであるが、法面保護法において植栽の樹種についてアドバイスがあり、それに従ってどれを植栽するか、回答が得られれば県の方が許可するということになっています。

議長

- 書き方が問題であり。農地法5条の許可日を持って、それぞれが発効するということを農業委員会事務局は確認をされたり、そういう気持ちで扱ってほしい。書き方は事務局で検討させて下さい。
- 農地法許可の一般基準の一つである、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがあるかについては、近傍の市町村の状況を調べ合理的に許可ができるか農業委員会の中で議論していただくことが大切である。業者が言ったからでなく、確認して審査することが仕事である。

議長

- 農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ異議なく可決承認した。

以上で、会を終了します。